

# 喬木村公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月  
喬 木 村

# 喬木村公共施設等総合管理計画 目次

## 第1章 計画策定の背景と目的

- 1 背景と目的 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 対象範囲 . . . . . 2
- 4 計画期間 . . . . . 2

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 人口動向と将来推計 . . . . . 3
- 2 財政状況と将来予測 . . . . . 5
- 3 公共施設等の現状 . . . . . 7

## 第3章 公共施設等の更新・改修に係る将来費用の推計 . . . . . 9

## 第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

- 1 基本方針 . . . . . 12
- 2 基本方針の具体的取組 . . . . . 12
- 3 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 . . . . . 13
- 4 フォローアップの実施方針 . . . . . 13

## 第5章 施設類型ごとの基本方針 . . . . . 14

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1. 背景と目的

本村では、1970年代から1990年代にかけ、教育施設や村営住宅などの建築物や道路や上下水道などのインフラ整備、また近年においては住民サービスの向上に伴う行政需要の高まりなどに対応するため、次世代型子育て施設やスポーツ施設といった多くの公共施設を整備してきました。

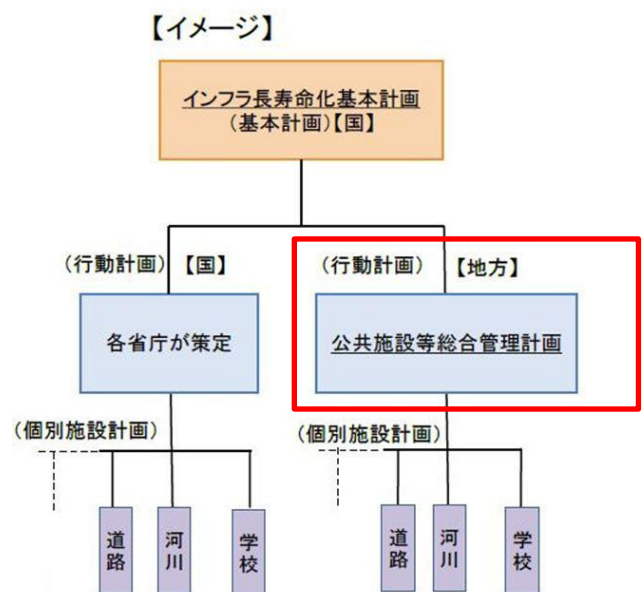
その結果、本村が保有する公共施設は、役場庁舎や防災センターなどの行政系施設、保育園・小中学校や図書館などの教育系施設、福祉センターや体育館などの文化系施設など多岐にわたります。これまでは新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれ、所管課が各々施設を維持していたため、公共施設全体を統一的に管理したものはありませんでした。

しかし、それらの施設が今後一斉に更新時期を迎えることから、多額の修繕や建替え費用に対する財源を確保する必要があります。また、厳しい財政状況の中、人口減少と少子高齢化の進行に対応していくため、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点にたち、既存公共施設の有効活用や統廃合、長寿命化など適切に対応する必要があります。そこで財政負担の軽減・平準化及び公共施設の最適な配置を実現することを目的に『喬木村公共施設等総合管理計画』（以下「計画」という。）を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

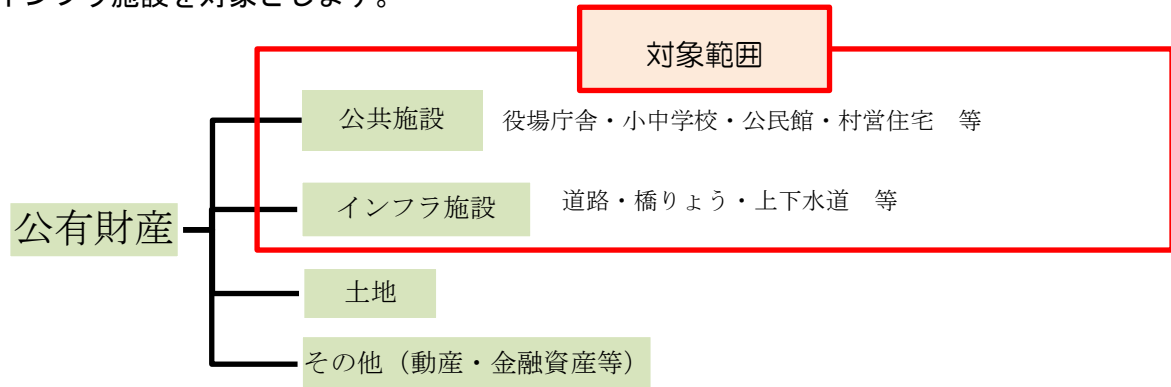
本計画は、国が策定した『インフラ長寿命化基本計画』に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進するための行動計画として策定するものです。

また、本計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定します。



### 3. 対象範囲

本計画が対象とする範囲は、喬木村が所有する公有財産の内、すべての公共施設及びインフラ施設を対象とします。



### 4. 計画期間

本計画の対象期間は、中長期的な視点が不可欠である点、また村の最上位計画である『第5次喬木村総合計画』（2016～25年：以後10年単位で策定と仮定）（以下、「総合計画」という。）との整合性を図る観点から、2055年（平成67年）までを対象とします。なお、期間内であっても必要に応じ、適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 人口動向と将来推計

#### (1) 人口ビジョン

本村では、本村における人口の現状を分析し、広く住民の皆さんと人口に関する認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望をとりまとめた『南信州喬木村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』（以下、「人口ビジョン」という。）を、2015年（平成27年）10月に策定しました。また、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保するために、本村の置かれている状況を把握し、本村独自の施策展開、個性を明確にすることで「選ばれるむら」づくりを進め、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、『南信州喬木村まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下、「総合戦略」という。）を、2015年10月に策定しました。

人口ビジョンでは、出会い・結婚・出産・子育て環境の整備による合計特殊出生率の改善、仕事・住宅環境の整備による流出率の低減、移住環境の整備による転入などにより、総人口を2025年（平成37年）に6,000人以上、2060年（平成72年）に5,000人以上を目指しており、現行推計（2010年～2015年）の予測結果と比較して1,850人、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計と比較して1,000人の人口減少抑制を図ります。



## (2) 年齢構成別の人口推移

国勢調査及び社人研公表の推計データによると、総人口は年々減少することが予想されており、計画期間の終了する2055年には4,384人まで減少すると予測しています。

年齢構成別の内訳を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少傾向が続いています。老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年人口に移ること、また平均寿命が延びていることから増加していますが、2020年（平成32年）をピークに減少に転じる推計となっています。2055年の老年人口比率は約35.8%となっており、生産年齢人口3人につき老年人口2人をみる計算となります。

以上のことを踏まえ、今後、人口減少及び人口構造の変化による施設需要の変化に対応していく必要があります。



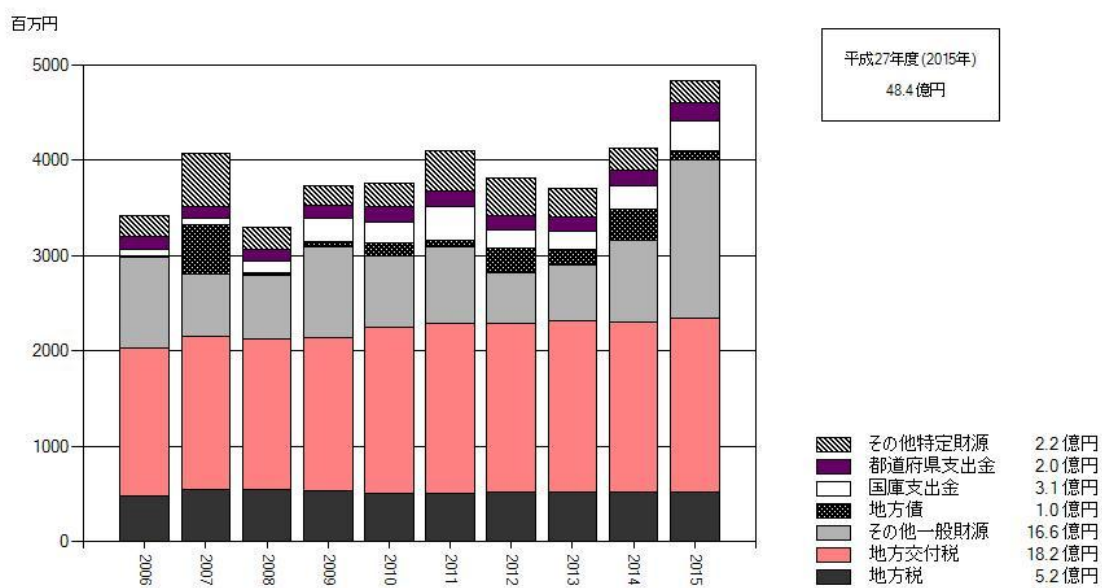
## 2. 財政状況と将来予測

### (1) 歳入の推移

2015年度（平成27年度）における歳入総額は48.4億円となっています。2015年度はふるさと納税などの影響により大きく伸びていますが、過去10年間は概ね40億円前後で推移しています。

主な自主財源である村税収入は、2015年度は5.2億円であり、リーマンショック以降持ち直しているものの、近年は減少傾向にあり、今後も人口減少及び人口構造の変化が見込まれることから減少することが想定されます。

また、歳入の大半を占める地方交付税については、国が2020年度（平成32年度）に基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字を目標に掲げていることから抑制が見込まれており、国の政策の影響を大きく受けることとなります。



歳入の推移

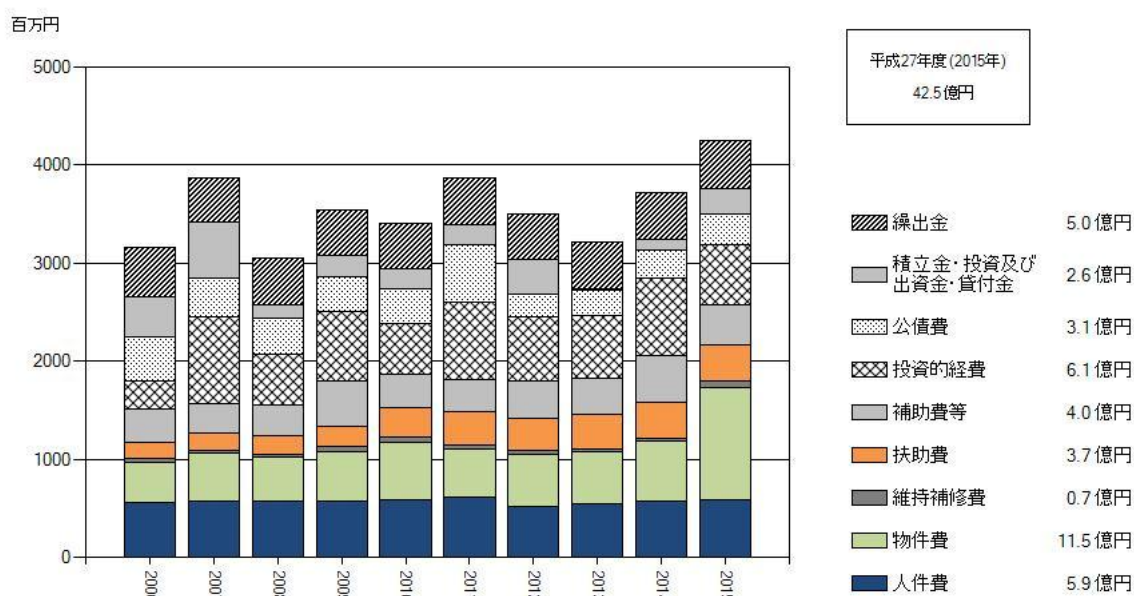
## (2) 歳出の推移

2015年度における歳出総額は42.5億円となっています。2015年度はふるさと納税の返礼品などの影響により物件費が伸びています。

公債費については、ここ数年で整備した防災無線デジタル化などの償還が始まることから、2019年度（平成31年度）をピークにその後も高い水準で推移する見込みです。

また、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費である扶助費は、増加傾向にあります。

以上のことから、公債費及び扶助費に人件費を加えた義務的経費が増加することで、財政構造の硬直化が見込まれる一方、リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道の開通を見据えた投資的経費の増加が見込まれます。



歳出の推移



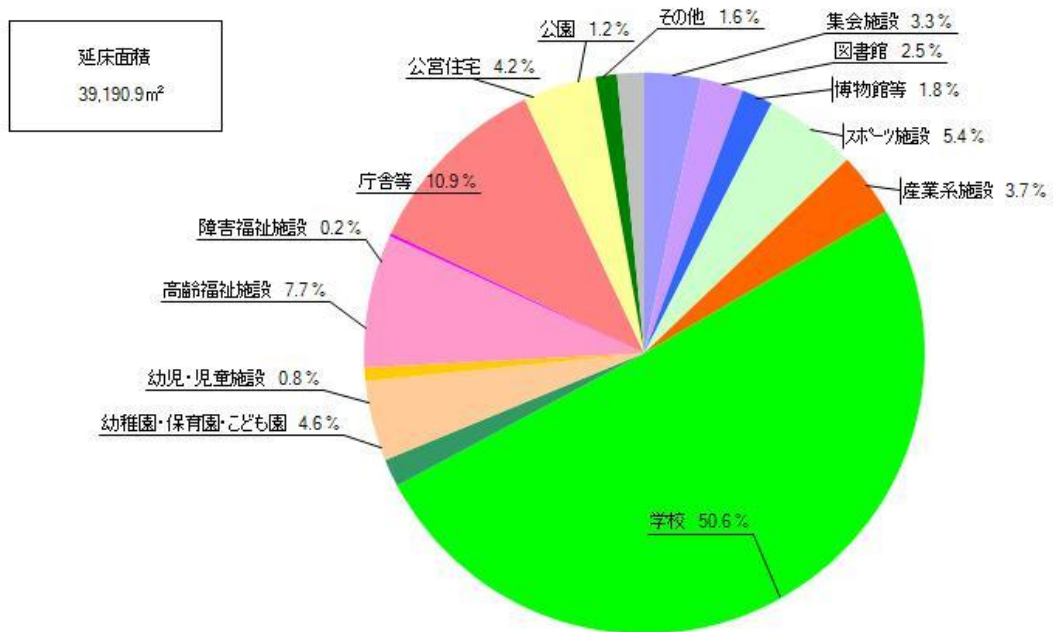
### 3. 公共施設等の現状

#### (1) 公共施設

計画策定の対象とする公共施設数は、2016年3月末時点で54施設、延床面積は39,190㎡であり、人口（6,587人）による村民1人当たり面積は5.9㎡となっています。

用途別では、学校施設（50.6%）が最も多く、次いで庁舎等施設（10.9%）、高齢福祉施設（7.7%）、スポーツ施設（5.4%）、保育園等施設（4.6%）となっています。

また、ほぼ全ての公共施設が新耐震基準適用後の1982年（昭和57年）以降に新設または大規模改修・耐震改修を行っていることから、耐震改修が必要な施設は少ない状況ですが、老朽化の度合いに応じて順次大規模改修や建替えを行う必要があります。



## (2) インフラ施設

### ・道路

本村が維持管理する村道は、503 路線、実延長 183,117m、面積 766,902 m<sup>2</sup>、道路改良率は 37.3%となっています。山岳地域特有の急峻な地形や集落が点在していることから、維持修繕にかかる経費が多額となっています。

### ・橋りょう

本村が維持管理する橋りょうは 88 橋となっており、平成 23 年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき維持管理を行っています。老朽化により改修や架替えが必要となっており、今後多額の費用を要することが見込まれます。

### ・農林施設

本村が維持管理する農林施設のうち林道は、9 路線、実延長 12,790.5m、11 橋となっており、林業振興等の観点から重要な路線である一方で、主要道から離れた山奥に位置していることから維持修繕にかかる経費が多額となっています。

また、農林施設うち農業用水路は総延長 147,367m、頭首工は 40 箇所、ため池は 17 箇所、揚水機場は 4 箇所となっており、定期的な維持補修が必要となっています。

### ・上下水道施設

本村が維持管理する上水道施設は 1980 年代に、下水道施設は 1990 年代に整備したものが今後一斉に改修・更新を迎えることから多額の費用を要することが見込まれます。

公営企業会計への移行や経営戦略の策定などにより計画的な運営を行う必要があります。

### 第3章 公共施設等の更新・改修に係る将来費用の推計

第2章記載のとおり、本村が保有するすべての施設を今後、維持更新していくには、大きな財政負担が生じます。以下に費用推計を示します。

なお、単価・更新年数については、いずれも財団法人地域総合整備財団提供の更新費用試算ソフトの単価を使用するものとします。

#### (1) 公共施設の推計

〈試算方法〉

- ・大規模改修 30年（期間2年）、建替え 60年（期間3年）
- ・現時点で改修期間を越えている大規模改修については今後10年で均等に割り当てる
- ・更新単価は以下表のとおり

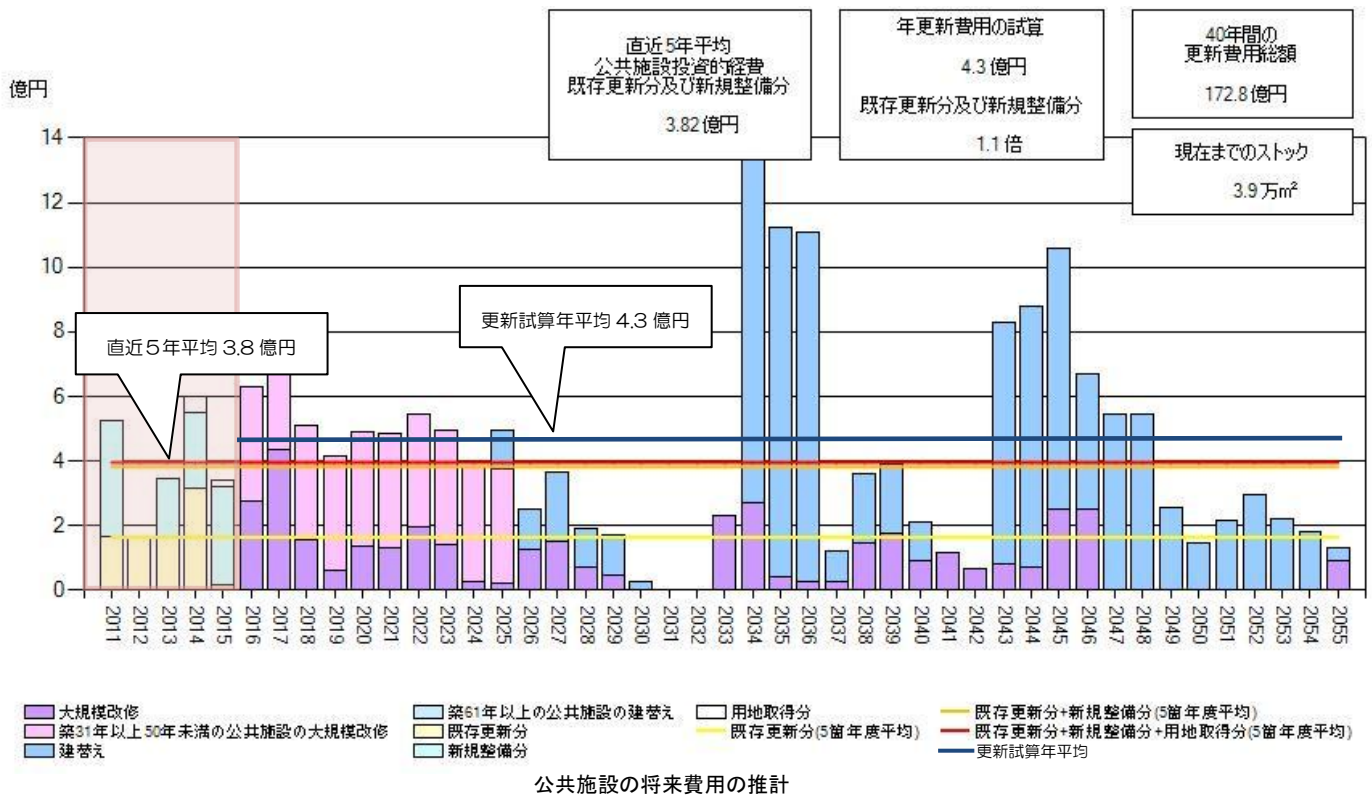
施設系統	（単位：万円/m <sup>2</sup> ）	
	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

※単価は財団法人地域総合整備財団提供の更新費用試算ソフトの単価を使用



〈推計結果〉

今後 40 年間に必要となる改修・建替え費用を試算した結果、総額 172.8 億円、年更新費用は 4.3 億円となりました。2011 年度から 2015 年度までの公共施設投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の年平均は 3.8 億円であることから、約 1.1 倍の予算が必要となります。



(2) インフラ施設 (道路・橋りょう・上下水道)

〈試算方法〉

- ・道路は、更新 15 年
- ・橋りょうは、更新 60 年
- ・上水道は、プラント大規模改修 30 年、プラント更新 60 年、水道管更新 40 年
- ・下水道は、プラント大規模改修 30 年、プラント更新 60 年、下水道管更新 50 年

〈推計結果〉

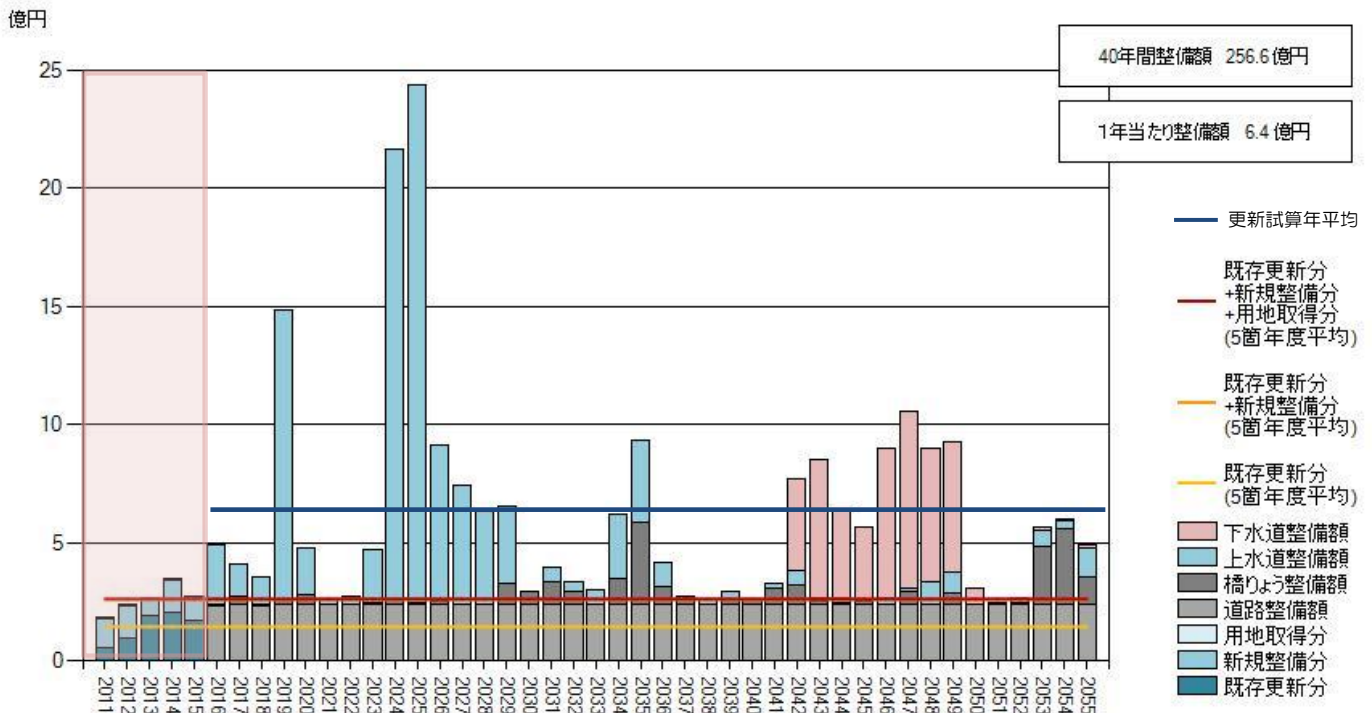
インフラ施設の今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、総額 256.6 億円、年更新費用は 6.4 億円となりました。2011 年から 2015 年までの投資的経費（既存更新分及び新規整備分）の年平均は 2.6 億円であることから約 2.4 倍の予算が必要となります。

道路については、年更新費用は 2.4 億円、2011 年から 2015 年までの公共施設投資的経費の年平均は 1.5 億円であることから約 1.6 倍の予算が必要となります。

橋りょうについては、年更新費用は 0.5 億円、平成 23 年から平成 27 年までの公共施設投資的経費の年平均は 0.1 億円であることから約 5 倍の予算が必要となります。

上水道については、今後 40 年で総額約 97.1 億円の更新費用が必要となります。上水道事業については、公営企業会計への移行及び経営戦略の策定等により、安定した運営や計画的な更新、長寿命化への取組を進めていきます。

下水道については、今後 40 年で総額約 42.8 億円の更新費用が必要となります。下水道事業については、公営企業会計への移行及び経営戦略の策定等により、安定した運営や計画的な更新、長寿命化への取組を進めていきます。



インフラ施設の将来費用の推計

## 第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

### 1. 基本方針

総合計画、総合戦略を含め、村の関連計画との整合性を図るとともに、持続可能な行財政運営を行い、時代の変化にあった必要適切なサービスを将来に渡り提供するための指針として、以下の3つの基本方針に基づき計画を推進していきます。

- 1 長寿命化の推進
- 2 資産総量の適正化
- 3 民間活力の導入

### 2. 基本方針の具体的取組

#### (1) 長寿命化の推進

これまでの公共施設及びインフラ施設の修繕・保全是、損壊等が発生してから対応する事後保全が中心でした。従来の方法によると、損壊による事故の発生や耐用年数未満での更新等により、緊急的な財政需要が生じ、予定されていた事業の停滞が発生していました。今後は、点検・診断により経年劣化の状況、外的負荷（気候天候や使用特性等）による性能低下状況等を評価し、修繕による施設の延命・施設に対するトータルコストの削減を図ります。点検・診断により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに供用を中止します。また、大規模修繕・更新の判断については施設の所管課ごとに行われていましたが、本計画により各課横断的に情報共有を行うことで施設間における保全の優先度を勘案し、適正な予算執行・平準化に努めます。

あわせて、より詳細な計画が必要な施設については、本計画の基本方針を踏まえた上で、個別計画を策定し対応します。

## (2) 資産総量の適正化

人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、公共施設については、必要なサービス水準を維持しつつ、村民ニーズ、政策適合性及び費用対効果を勘案し、統廃合や複合化などにより総量の縮減を図ることで、適正な保有資産量を実現します。具体的には将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設維持を行うため、公共施設の総延床面積を40年間で9%以上縮減することを目指します。インフラ施設については、リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道といった高速交通網時代に即した需要を見込み、総量の適正化を図っていきます。

## (3) 民間活力の導入

公共施設等の整備、維持管理、更新、運営において、民間委託、指定管理者制度やPFI、PPP手法を含め、民間企業等の持つ技術やノウハウ、資金等を積極的に活用することで、財政負担の軽減やサービスの向上など効果的・効率的な手法を検討します。

## 3. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### (1) 推進体制

本計画の対象は、村が所有するすべての公共施設等であることから、各課等の長で構成するプロジェクト会議において、事業部間の情報共有や調整を行い、総合的かつ計画的な管理を行います。

### (2) 個別施設計画の策定

インフラ長寿命化計画などの国から示される指針等に準拠し、策定済みの個別施設計画については順次見直しを行います。その他の施設については、施設類型ごとの特性に応じた個別施設計画を策定し、計画的な管理を行います。

## 4. フォローアップの実施方針

本計画は、個別施設計画に基づく取組をはじめ、人口動態の変化や施設の利用需要を勘案し、PDCAサイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行います。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ適宜見直しを行います。

## 第5章 施設類型ごとの基本方針

### 〈公共施設〉

#### 1. 集会施設

自治会等が管理する集会施設については、基本方針、施設所管部署の方針及び地元の意向に基づき、可能なものから自治会等への譲渡を進めます。

#### 2. 図書館

図書館については、図書館ネットワークの形成による蔵書の共有等広域的な連携を行いつつ、基本方針に基づき維持管理や必要な整備を進めます。

#### 3. 博物館等（資料館等）

資料館等については、歴史文化を次世代に伝承し、また観光資源として活用していくよう、維持管理し長寿命化を図ります。

#### 4. スポーツ施設

スポーツ施設については、維持管理し長寿命化を図ります。また、民間活力の活用について検討を行うとともに、利用状況の悪い施設については転用や廃止について検討します。

#### 5. 産業系施設（加工センター・交流センター）

産業系施設については、維持管理し長寿命化を図ります。また、民間活力の活用や地元自治会への譲渡等について検討を行います。

#### 6. 学校

学校については、児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、計画的に改修・建替えを行います。また、空き教室の有効活用等、施設の複合化について検討を行います。



#### 7. その他教育施設（学校共同調理場）

学校共同調理場については、維持管理し長寿命化を図ります。また、民間活力の活用について検討を行います。

#### 8. 幼稚園・保育園・こども園

保育園については、維持管理し長寿命化を図ります。また、統廃合を含めた保育園のあり方について検討を行います。

#### 9. 幼児・児童施設（こども学遊館）

こども学遊館については、就学前の子どもたちや保護者の交流の場として効果的な施設運営を行います。

#### 10. 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設については、維持管理し長寿命化を図ります。また、民間参入が顕著な施設は、譲渡又は廃止について検討を行います。

#### 11. 障害福祉施設

障害福祉施設については、維持管理し長寿命化を図ります。また、民間活力の活用や譲渡について検討を行います。

#### 12. 庁舎等

庁舎等については、適切に維持管理し長寿命化を図ります。また、施設の有効活用や村民の利便性向上を図ります。

#### 13. 公営住宅

公営住宅については、資産総量の適正化を判断しつつ維持管理します。また、耐震性のない老朽化した住宅については統廃合を行います。

#### 14. その他の公共施設等

基本方針及び施設所管部署の方針に基づき、取組を行います。

## 〈インフラ施設〉

### 1. 道路・橋りょう・農林施設（林道・水路）

道路・橋りょう・農林施設（林道・水路）については、基本方針や長寿命化計画に沿って、定期点検や修繕計画に基づき維持管理を行います。

### 2. 上水道施設・上水道管

基本方針及び今後策定予定の経営戦略に基づき、計画的に維持管理を行います。浄水場施設等の統合や公営企業会計への移行により持続可能な運営を行います。

### 3. 下水道施設・下水道管

基本方針及び今後策定予定の経営戦略に基づき、計画的に維持管理を行います。処理施設等の統合や公営企業会計への移行により持続可能な運営を行います。

### 4. その他のインフラ施設

基本方針及び施設所管部署の方針に基づき、取組を行います。